

久留米広域市町村圏事務組合告示第 2 号

令和 7 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会において、下記の予算が議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、当該予算の要領を公表する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

記

1 予算

- (1) 令和 6 年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第 2 号）
- (2) 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合
一般会計予算
- (3) 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合
小児救急医療支援事業特別会計予算
- (4) 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計予算

2 議決年月日

令和 7 年 2 月 1 9 日（水）

**令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合
各会計当初予算の要領**

1 一般会計

当会計は、組合議会及び総務事務にかかる会計である。

令和 7 年度の歳入歳出予算総額は、前年度比 1.2%減の 23,702 千円としている。

(1) 歳入

歳入の主なものは、構成市町負担金及び前年度繰越金である。

款	項	金 額 (千円)
1分担金及び負担金		20,700
	1負担金	20,700
2使用料及び手数料		1
	1使用料及び手数料	1
3繰越金		3,000
	1繰越金	3,000
4諸収入		1
	1組合預金利子	
	2雑入	1
歳 入 合 計		23,702

(2) 歳出

歳出の主なものは、議員報酬、役員給料、議案書等の印刷製本費、附属機関の委員報酬及び事務局派遣職員に係る人件費負担金などの経常的経費である。

款	項	金 額 (千円)
1議会費		1,926
	1議会費	1,926
2総務費		19,276
	1総務管理費	18,989
	2文書広報費	71
	3公平委員会費	25
	4監査委員費	191
3予備費		2,500
	1予備費	2,500
歳 出 合 計		23,702

2 小児救急医療支援事業特別会計

当会計は、次代を担う子ども達を安心して生み育てることができる環境づくりの一環として、聖マリア病院内に開設された「久留米広域小児救急センター」の運営支援にかかる会計である。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、34,358千円としている。

(1) 歳入

歳入の主なものは、構成市町負担金、近隣市町協力金、福岡県からの補助金及び前年度繰越金である。

款	項	金 額 (千円)
1分担金及び負担金		26,456
	1負担金	26,456
2県支出金		6,402
	1県補助金	6,402
3繰越金		1,500
	1繰越金	1,500
歳 入 合 計		34,358

(2) 歳出

歳出の主なものは、久留米広域小児救急センターの運営経費に対する久留米医師会及び聖マリア病院への補助金並びに小児科医研修事業に対する久留米大学への補助金である。

款	項	金 額 (千円)
1小児救急運営費		32,858
	1小児救急運営費	32,858
2予備費		1,500
	1予備費	1,500
歳 出 合 計		34,358

3 広域消防特別会計

当会計は、「管内住民のやすらぎを育む安全で安心な地域社会の確立」を基本理念に、広域消防行政を運営するための経費を計上するものである。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、前年度比 109.8%増の 10,970,000 千円としている。

(1) 歳入

歳入の主なものは、構成市町からの負担金、基金繰入金、前年度繰越金及び組合債である。

款	項	金 額 (千円)
1分担金及び負担金		8,107,285
	1負担金	8,107,285
2使用料及び手数料		5,050
	1使用料	820
	2手数料	4,230
3国庫支出金		1
	1国庫補助金	1
4県支出金		1
	1県補助金	1
5財産収入		4,020
	1財産売払収入	4,000
	2財産運用収入	20
6繰入金		200,000
	1基金繰入金	200,000
7繰越金		100,000
	1繰越金	100,000
8諸収入		22,843
	1組合預金利子	1
	2雑入	22,842
9組合債		2,530,800
	1組合債	2,530,800
歳 入 合 計		10,970,000

(2) 歳出

歳出の主なものは、職員の人件費、施設整備事業費、車両整備事業費及び庁舎建設事業費並びに筑後地域消防指令センター運営費及び指令システム等機器更新整備費である。

款	項	金 額 (千円)
1消防費		10,517,192
	1消防費	10,517,192
2公債費		422,808
	1公債費	422,808
3予備費		30,000
	1予備費	30,000
歳 出 合 計		10,970,000

【地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費】

款	項	事 業 名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
1 消防費	1 消防費	三井消防署庁舎建設事業 (1 期工事)	298,275	令和 6 年度	83,296
				令和 7 年度	214,979
1 消防費	1 消防費	三井消防署庁舎建設事業 (2 期工事)	1,301,671	令和 7 年度	369,773
				令和 8 年度	584,652
				令和 9 年度	347,246

【地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費】

款	項	事業名	金 額 (千円)
1 消防費	1 消防費	車両整備事業にかかる備品購入費	161,500
1 消防費	1 消防費	指令システム等機器更新事業にかかる委託料	4,479,630

【地方自治法第 214 条の規定による債務負担行為】

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
庁舎清掃業務委託料 (指令センター及び三井消防署分)	令和 8 年度	6,097